

平成22年第4回佐渡市議会定例会会議録（第6号）

平成22年6月25日（金曜日）

議事日程（第6号）

平成22年6月25日（金）午後2時00分開議

第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第107号、議案第108号、議案第114号、議案第115号、議案第117号、議案第120号、議案第122号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第109号から議案第113号まで、議案第116号、議案第118号、議案第121号、請願第6号、継続審査中の平成21年請願第9号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第119号、請願第7号

第2 議案第123号

第3 議会議第1号

第4 議会議第2号

第5 発議案第10号

（決算審査特別委員会委員選任の報告）

第6 発議案第11号

第7 発議案第12号

第8 発議案第13号

第9 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（28名）

1番	松本正勝君	2番	中川直美君
3番	中村剛一君	4番	白杵克身君
5番	金田淳一君	6番	浜田正敏君
7番	廣瀬擁君	8番	小田純一君
9番	小杉邦男君	10番	大桃一浩君
11番	中川隆一君	12番	岩崎隆寿君
13番	中村良夫君	14番	若林直樹君
15番	田中文夫君	16番	金子健治君
17番	村川四郎君	18番	佐藤孝君

19番	猪 股 文 彦 君	20番	川 上 龍 一 君
21番	本 間 千 佳 子 君	22番	金 子 克 己 君
23番	根 岸 勇 雄 君	24番	近 藤 和 義 君
25番	祝 優 雄 君	26番	竹 内 道 廣 君
27番	加 賀 博 昭 君	28番	金 光 英 晴 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高 野 宏 一 郎 君	副市長	甲 斐 元 也 君
教育長	白 杵 國 男 君	総合政策監	齋 藤 元 彦 君
会計管理者	本 間 佳 子 君	総務課長	山 田 富 巳 夫 君
総合政策課長	小 林 泰 英 君	行政改革課長	中 川 和 明 君
島づくり推進課長	金 子 優 君	世界遺産推進課長	北 村 亮 君
財務課長	伊 貝 秀 一 君	地域振興課長	計 良 孝 晴 君
交通政策課長	佐々木 正 雄 君	市民生活課長	佐 藤 弘 之 君
税務課長	田 川 和 信 君	環境対策課長	児 玉 龍 司 君
社会福祉課長	新 井 一 仁 君	高齢福祉課長	佐 藤 一 郎 君
農林水産課長	金 子 晴 夫 君	観光商工課長	伊 藤 俊 之 君
建設課長	渡 邊 正 人 君	上下水道課長	和 倉 永 久 君
学校教育課長	山 本 充 彦 君	社会教育課長	渡 邊 智 樹 君
両津病院院長	塚 本 寿 一 君	選挙管理委員会事務局長	藤 井 雄 一 君
農業委員会事務局長	島 川 昭 君	消防課長	金 子 浩 三 君

事務局職員出席者

事務局長	池 昌 映 君	事務局次長	歌 重 一 君
議事調査係	中 川 雅 史 君	議事調査係	太 田 一 人 君

午後 2時00分 開議

○議長（金光英晴君） ただいまの出席議員数は28名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第107号、議案第108号、議案第114号、議案第115号、議案第117号、議案第120号、議案第122号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第109号から議案第113号まで、議案第116号、議案第118号、議案第121号、請願第6号、継続審査中の平成21年請願第9号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第119号、請願第7号

○議長（金光英晴君） 日程第1、これより各常任委員会に付託した案件について議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、小杉邦男君。

〔総務文教常任委員長 小杉邦男君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 総務文教委員会委員長、小杉邦男。委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第107号 佐渡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、特別職報酬等審議会の審議を経て、政務調査費の月額を8,000円から1万円に増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第108号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第114号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成24年4月から松ヶ崎小学校と松ヶ崎中学校を連携校として開設するため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第115号 字の変更について（西三川地内）。本案は、土地の所有者から字の区域の変更について申請があったことから、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。内容は、西三川地内の筆界未定地となっている土地について、合筆登記により同一の小字に変更するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第117号 災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-I型）購入契約の締結について。本案は、災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-I型）について、購入契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第120号 平成22年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ13億9,214万3,000円を追加し、予算総額を434億2,214万3,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では地方交付税及び繰入金などの増額、歳出では子ども医療費助成事業拡充、佐渡観光誘客支援事業、トキめき佐渡・にいがた観光圏整備事業、中小企業緊急雇用安定助成事業、財政調整基金への積み立てなどであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。（総務文教常任委員会）。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費について。東京新潟県人会大交流祭イベント派遣委託料172万7,000円について、主催者が負担すべき経費を佐渡市が負担するものが見受けられる。今後このようなことが起こらないよう留意すること。

（産業建設常任委員会）。

7款商工費、1項商工費、7目商工費について。広域的人材養成等支援事業（884万円）については、本年度で2年目となる。受講予定者を含め150名程度が講習を受け、就業活動を行っている。このことから、コールセンター等の企業誘致については、本年度中に成果を得よう最大限の努力をすること。

議案第122号 平成22年度佐渡市空港用地取得補償特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ15億9,204万円を追加し、予算総額を15億9,204万1,000円とするものであります。補正内容は、歳入では前年度繰越金として、15億9,204万円を計上するものであり、歳出では佐渡空港拡張整備事業に係る土地購入費5億円を公有財産購入費として計上し、残額を一般会計繰出金として計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（金光英晴君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、猪股文彦君の発言を許します。

猪股文彦君。

○19番（猪股文彦君） 7款商工費、1項商工費、7目商工費について委員長の説明を求めます。

意見において、コールセンター等の企業誘致については、本年度中に成果を得よう最大限の努力をすることとありますが、既に昨年の高野市長の答弁等で企業の来島の可能性はあるというふうに思っておりましたのですが、こういう書き方をされているということは、その可能性があるのかないのか。また、150人程度の企業には心当たりが執行部にはあったのかないのか。そのようなことについて状況の説明を求めたいと思います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

大桃産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大桃一浩君） 今ほどの猪股議員の質問にお答えをさせていただきます。

当委員会、大変どなたが議長をやられてもすばらしい委員ばかりで、慎重審査をさせていただきました。その中で、猪股議員が今ほどご心配というか、質疑の内容であったとおり、昨年来この事業は進めています。その中で、100名以上の方が応募を去年もいただき、その後78名と説明があったと思いますが、方が

実際にこの就業支援のコールセンターの受付等含めてですが、受講をされたということでもあります。その後そのまますぐに企業誘致ができればよかったのですが、なかなかそれができていないという状況であります。その中で、委員会の皆さんからご指摘のあったのが市長が一般質問でも答弁をし、施政方針の中でも議員の皆さんにお約束をしたものが残念ながらコールセンターの誘致ができていないという現状はどうなっているのだと、担当の職員に尋ねました。我々が職員の答弁で哑然としたのが昨年執行部側では、両津の開発センターの建物を使い、コールセンターの誘致をしたいということで進めているそうであります。今回の予算についても、そのコールセンターの誘致に係るもの、そしてその受講費、コンサルタント会社に係るものということで支出をしたいということですが、そのコンサルタント会社から100名ないし150名規模の引き合いがあったということでもあります。しかし、担当職員はその際に、これ市長に上がったのか上がっていないのか確認はできていませんが、担当職員の答弁としては、150人規模のコールセンターの会社だと、人数が多過ぎるので、この両津の開発センターでは受け入れられないということでお断りをしたというような答弁がありました。我々は、産建委員会の中では78名もの方があしたの仕事を探して就業支援、コールセンターの勉強をしたいと来ている実情があるにもかかわらず、人数が多いというわけのわからないことでお断りをしているということに大変審査の中でも問題として上がりました。

ですから、議員のご質問の中で150名程度の企業の心当たりはないかという中では、その担当職員の話の中では引き合いは幾つかあるのですと。市長もそれに対してはコンサルタントの会社の社長ともお話をしているのですという答弁でありましたが、我々がこの後もまた危惧しているのは、市長が公約もしくは施政方針で出したものは、市民に約束をしたものであります。しかし、残念ながら職員はその重要性を理解していない。担当者は、それを理解をしていないということで、この後もきちっと委員会の中でこのコールセンターの誘致については厳しく審査をして、結果が出るまでとことん追及をしていくという審査をさせていただきました。

○議長（金光英晴君） 質疑を許します。

猪股文彦君。

○19番（猪股文彦君） 今引き合いがあったというのは、初めて聞いたのですが、今雇用について3人、5人を雇用していただくのに大変困っているときに、開発センターという離島センターなら2階、3階はただだっ広くあいて、そういうふうなところに使わせてもらえるなら多少会議室や何かに使えなくても、市民は大歓迎だと思うので、またそれを復活させて早くやらしてもらえばいいのではないかと思います。私も例えば佐渡へUターンしてきて子供がいたりするような人も何人か知っておるわけですが、職業を探してもなかなかないというふうなことなのですが、北中学校もあいているし、この後どこの学校もどんどんあいてくるわけですから、なぜそれが委員会としてもうちょっと詰めて、すぐあくではないか、もう一回交渉し直せと言うべきだったと思うのですが、ただ聞きっ放しでそれで終えたのですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

大桃産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大桃一浩君） 猪股議員が心配をされているのは、そのとおりだと思います。開発センターで仮に50名しか席ができない、そのコールセンターしか誘致ができないというお話でありましたので、委員会の中であったのは、これからあく校舎もいっぱいあるだろうと。そんなものは幾つもこれ

から出てくるだろうと、畑野にも出てくるだろうし、金井にも出てくるだろうし、あちこち出てくるだろうという意見も出ました。そのとおりだと思います。もっと突っ込んだ話で、仮に150名程度の新しい企業が誘致できるのであれば、今の佐渡市の財政を使ってでも、出動してでも新しいものを建てても職業を確保してやるのが当たり前だろうというような意見も多く出ておりました。

○議長（金光英晴君） 3回目の質疑を許します。

猪股文彦君。

○19番（猪股文彦君） それで、大桃委員長の委員会では、最終的に執行部に対してどうしろということが、意見もありましたというのではなくて、委員会の総意として強く要望というか、あるいは日にちを区切るというか、もう本当に私からするともったいないことをしているなと思うのだけれども、もうちょっと厳しく何かスケジュールみたいのを含めて、きちんと精査をしなかったのですか。これで最後にしますが。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

大桃産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大桃一浩君） 我々の委員会の中では、それこそ本会議の中で申し上げられないような厳しい言葉も飛び交っておりました。想像できると思います。その中で、当然これはまず1つに市長のリーダーシップが必要であるということの担当者には当然意見もしてありました。あわせてやわらかく言いますと、かみ砕いて言うと、600万円も、800万円ももらっている職員が結果の一つも残せずに、この審査はきちっと結果が出るまで続けていきますよという厳しい意見を申し上げておりました。私が言ったのではありませんけれども、そういう意見が出ておりました。

以上です。

○議長（金光英晴君） 次に、大桃一浩君の発言を許します。

大桃一浩君。

○10番（大桃一浩君） 議案第114号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを委員長に質疑させていただきます。

まず、審査内容について、どのような意見があったのかを質疑させていただきます。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 大桃議員の質問にお答えをいたします。

この案件に関する委員会での審査は、学校の連携校としての条例案であります。これについて執行部に今までの経過をきちんと問いただしたところであり、結論は18年度にでき上がった小中学校統合計画にのっとった方向で地域関係者に説明をもって最終的な合意が得られたと、その結果の条例提案であると、こういう報告でありました。結論を申し上げますと、そのことを了として、全体では承認をいたしたと、こういう経過であります。

○議長（金光英晴君） 質疑を許します。

大桃一浩君。

○10番（大桃一浩君） 審議の内容中、その審議中小規模校、他校への弊害だとか、一般質問では特に今回の議会では大変否定的な質問、意見も出ていたようですが、それに関してはどのような審議をされており

ますか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） お答えをいたします。

今の件に関しては、連携校における小さなクラスの学年を超えて一緒になってやるという、この方法を何といたしましたか……

〔「複式学級」と呼ぶ者あり〕

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 複式学級、複式学級とはどういうものであるかと、このような話が出ました。しかし、それ以上にこの学校の運営について細かく問題があるとかどうかという、このような議論はいたしませんでした。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 3回目の質疑を許します。

大桃一浩君。

○10番（大桃一浩君） 最後です。その中で、また審議の中で学区の議論、特に学力の問題や社会性の問題だと思いますが、こういった審議、質疑はされませんでしたか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 一部意見としてそういう話も出ました。しかし、これについても学区についてどのような格好で決めていくかと、そのような方向なんかの議論は一切いたしておりません。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 次に、金田淳一君の発言を許します。

金田淳一君。

○5番（金田淳一君） 議案第114号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、総務文教委員長に質問いたします。

まず最初に、中学校において思春期の13歳から15歳という大変多感な時期、複式学級を存続するということへの教育上の問題は委員会ではどのように考えられたのかということをお聞かせいただきたいと思います。

次に、当該学校の松ヶ崎中学校の生徒数と松ヶ崎小学校の生徒数について、今何名いらっしゃるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

3番目に、小中連携校というもののあり方について、委員会ではどのような議論があったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 金田議員の質問にお答えをいたします。

複式学級のあり方についてということですが、これについては先ほど大桃議員にも答えましたが、

特に複式学級についての議論はいたしておりません。複式学級どういうものかというようなことで、複式学級の大枠での定義みたいなのはお聞きをしましたが、それ以上に進んだ議論はいたしておりません。

それから、生徒数の現況であります。小学校については22年度現在で1年生2名、2年生1名、3年生3名、4年生2名、5年生3名、6年生1名、計12名、連携校となる中学校については、1年生3名、2年生2名、3年生3名、計8名と、こういう状況だというふうにお聞きをいたしております。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 委員長、答弁漏れがございます。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 済みませんでした。連携校を選択した理由は何だというお問い合わせですが、これについては平成18年度小中学校統廃合計画、これに基づいて方向として今当該地域は連携校を選択をしていくと、こういう当初計画がありました。そのことに基づいて地域住民合意が得られたものだと、こういうふうにご理解をいたしております。特に連携校についての選択理由は、その方向でなされたものとして、私どもとしては独自にということだという判断を示すような議論はいたしませんでした。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 質疑を許します。

金田淳一君。

○5番（金田淳一君） それでは次に、先ほどの答弁にもありましたが、私は小中連携校というのは、通学ができないからいたし方なく小学校と中学校を一緒にさせて勉強させるというふうな私の意見では考えていますが、現在の松ヶ崎地域からは、十分通学可能なところに通常のクラスの設定できる学校がありながらも、今回小中連携校を選択したというふうな理由についてをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、委員会の中で地元説明会が行われたということの報告があったそうですが、その説明会があった後一部の関係者から大きな学校に通わせたいのだよというふうな話が説明員にあったというふうなことが委員会の中で話されたということをお聞きいたしましたけれども、それは本当であったかどうかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） お答えいたします。

先ほど申し上げたように、基本的に私どもは統廃合計画にのっとった方向に基づいて教育委員会が関係者説明をいたしたと、これは教育委員会、市の方向であったと、そういう理解をいたしております。それに基づいてなされたものだという理解であります。したがって、問題ないだろうと、こういう理解であります。

それから、大きな学校へという今の中で議論されたかという話、それは個々の関係者には意見の違いは多少あったということはお聞きをいたしております。このことを大きく取り上げて議論する必要はないというふうには私は理解をいたして、その議論はいたしておりません。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 3回目の質疑を許します。

金田淳一君。

○5番（金田淳一君） それでは最後に、一般質問の中で教育長及び課長から学校については生徒が1人になっても残すと。あるいはゼロになっても休校して再び生徒が通うようになったら再開するというふうな発言がございましたが、委員会ではそれを可としたのかということをお伺いします。

もう一つですが、今回の小中連携校を設置するというふうなことで、今後後期の学校統合がいろいろ検討されております。相川地区でも今大変な状況にあるというふう聞いておりますが、今回のそういう設置によって、学校統合へどのような影響があるというふうに委員会は考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） お答えをいたします。

今ほどの生徒数と学校のあり方について、そのような議論はいたしておりません。

それから、この連携校のこの方向が決まることによって、今後の学校の統廃合に影響があるかと、こういうご質問であります。私どもは市の考える小中学校統廃合計画にのっとった方向で関係住民の合意が得られたものと、こういう理解をいたしておりますので、このことが今後の学校統廃合への大きく影響があると、このように考えてはおりません。したがって、そういう議論はいたしておりません。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第114号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、田中文夫君の反対討論を許します。

田中文夫君。

〔15番 田中文夫君登壇〕

○15番（田中文夫君） 新生クラブの田中文夫君です。一時期何でも賛成団などとやゆされたグループであります。攻守所を変えてというのでしょうか、今の常任委員長のお答えなどを見てみますと、ほとんど問題意識もないままに執行部の提案した計画に基づく議案を素通りさせてしまったというような印象を受けました。私は、23年生まれの団塊の世代でございまして、金井はコの字型に同一の敷地に100年もたとうかという大きな小中の学校が併設された形のところで教育を受けました。小学校は3クラス、松、竹、梅ですか、中学校は途中から吉井との合併が進んだ結果として、5クラスというクラス編制の中で中学校時代を過ごさせていただきました。合併の悲劇というのでしょうか、吉井の方々は同窓の仲間を半分立ち割られて、一方は金井へ、一方は両津へという形の中で学習したという経験があります。あえて私の学校体験というのは、その程度のもですが、この議案に対して反対をする立場でいいますと、私には何の利害関係もありません。地元にも知人はおりませんし、地元の建設業者等とも全く無縁でございます。それをもって正当な立場で偏見なく申し上げさせていただくならば、学校統廃合とはいかなるものであるかという観点でこの問題をとらえて、この松ヶ崎小中連携校というものについて反対を述べさせていただきます。

まず、総務文教委員会の報告にある小中連携校なるものは、法制的に規定された学校の種類ではありま

せん。同様に私がこれから用いる小中併設校という概念もありません。俗に小中一貫校といった名称も本来の法律には規定されていないということをまずご理解いただきたい。知り得た情報によれば、小中併設校は小学校と中学校が同じ敷地もしくは隣接地に設置されている状態をあらわす概念のようです。小中一貫校というのは、教育特区みたいなものの認定を受けまして、文部科学省が定める学習指導要領によらず、独自の教育カリキュラムを作成して、すべてもしくは一部の教科で9年間を通した連携教育を行う学校だということです。したがって、小中連携校というふうな呼び名も今私が申し上げた2つの学校と同類のような言葉で用いられているのだと思いますが、それをこのような場の中で公式の場でそのような名称を使って言うというのは、ちょっとやはり問題あるのかもしれない。ただ、私はこれから用いる小中併設校というのは、行革の集中改革プランに学校統廃合という項目で併設校というふうに明記してある言葉がありますので、それを用いてこれから反対討論をします。

私も先ほど申し上げたように、大した学校体験ありませんし、教師の免許証は大学でもらいましたけれども、実際に学校で教鞭をとったことはありません。ですので、義務教育のあり方や教育改革といった観点からは、学校統合については是々非々を論ずべき知識はありません。またしかし、先ほどの委員長報告にもあるように、本議案はそのようなあり方を論ずるようなレベルで出されてきたものではどうもなさそうですので、私の知識でも十分この議案に対して述べられるというふうに思います。

そこでまず1点、小中併設校のあり方について、小中併設校はさらなる統廃合の過渡的な形態にすぎず、学校統合の本来の目的、これは集中改革プランにきちんと載せてあります。一定の学校規模で、子供たちをもまれる環境の中で育成し、活力ある子供づくりを図りますという目的とはほど遠い。先ほど同僚議員が質疑をしてくれました。何と各学年の生徒数、小中を合わせても20名です。この規模の学校を統廃合プランに基づいてまさに教育委員会が絵にかいたような一つの図式に当てはまった成功例として今回議案で出しているのです。ところが、現状は私は今のままの状態でも何ら差し支えないのではないかな。なぜ併設校という形にくくらなければならなかったのかという疑問を大いに感じます。

第2点に、当該校の設置は将来的には愚策となるだろうと予感します。なぜならば複式学級の解消策でも中学生の集団性の陶冶にもならない。今後小中一貫校のような特区認定を受けるのかは別としても、集団性を確保することは、現在のこの地域の幼児数や出生状況から見ても困難だと思うからです。かえって、併設校とすることでさらなる統合の支障となるということ懸念します。

第3点に、統廃合の進め方についての疑問です。子供を適正な集団規模で教育することが目的とすれば、統廃合に当たっては子供、保護者の意向を第一に尊重するのは当然ですが、ならばまずはその意向を最大限に尊重する形、今の学区の背割りを外して、自由に学校を選べるという条件をまず設定すべきです。その上で、教育委員会が計画した内容を説明し、地域の理解、協力を得ることが必要でしょう。しかし、地域の理解、協力を過大に取り扱うまいということも必要です。なぜならば教育委員会が言っているように、学校は地域の宝でも、資源でも、文化や体育の拠点でもないからです。そのような時代は既に過ぎてしまったのだということを私は一般質問でも述べました。

ところが、この議案を見てみますと、現状の地域にある小学校、中学校をただ一まとめにただけ、他から児童生徒をかき集めてきたわけでも何でもないので。集団性を高めるという努力をあえて見れば異年齢集団をそこそこつくったという程度なのでしょう。そういった意味で、私はこの松ヶ崎の小中学校併

設校というのは、地域がこの学校を最後のとりでとして死守したという印象を免れません。ご承知のように松ヶ崎村は、畑野町との合併に始まって、海洋深層水や憩いの場事業を見てのとおり、全くの体たらくです。地域振興活性化に熱心な地元の方々の意欲は尊重しますが、しかし子供を人質にとって学校をとりでにして立てこもろうというのはいかがなものでしょうか。ここは一たん併設校を見送って、子供の教育にとってどのような学校統合がよいのかを考えてみるべきではありませんか。

以上、論旨を述べて反対討論とします。

○議長（金光英晴君） 次に、中川隆一君の賛成討論を許します。

中川隆一君。

〔11番 中川隆一君登壇〕

○11番（中川隆一君） 中川隆一でございます。私は、議案第114号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論をいたします。

現在佐渡市で行われております学校統廃合は、市が平成18年9月佐渡市保育園・小学校・中学校統廃合計画を策定し、議会もこの計画に同意をして学校統廃合を推進してきたわけであります。この計画を受けて松ヶ崎の地元では、平成20年3月4日に松ヶ崎小中連携校に関する懇談会を立ち上げ、PTA、学区民等と会議を重ね、計画に沿って粛々と進んでまいりました。平成22年3月議会で学校設置条例案が否決をされましたが、この場合は前浜小中連携校については、地元の一部地区から急いで設置をしなくてもよいという旨の陳情が上がり、議会はこれを採択し、学校設置条例を否決したわけであります。そのことを受けて、教育委員会と松ヶ崎地区では、今後小学校に上がる保育園の保護者等も含めて、4月から5月にかけて会議や説明会を重ねてまいりました。その説明会において、当然複式学級の弊害やなぜ前浜小中連携校がストップしたのか等のもろもろの説明をされたわけですから、そのことを十分認識した上で、松ヶ崎地区は5月18日に松ヶ崎小中連携校開設促進要望書を市長、市議会議長、教育長あてに提出しました。もちろん地元の区民、PTA、保育園の保護者の総意としてであります。松ヶ崎地区は、市の意向に沿って粛々と話し合いを重ね、地元が一つになったわけであります。それをここにきて議会が否決をするようなことは、決してあってはなりません。議会が小中連携校をよろしくないというのであれば、統廃合計画ができた平成18年からこれまでの間に反対、反論をすべきであります。その議論を一切しないで、前回前浜小中連携校の問題と一緒にすることは全くのナンセンスだと思います。

学校統合を進めるに当たり、一番困難なことはPTAや学区民からご理解を得ることであります。今地元は一つであります。この議案を付託された総務文教常任委員会では、全会一致で可決をいたしました。ぜひ議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上で私の賛成討論を終わります。

○議長（金光英晴君） 以上で本案に対する討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第114号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金光英晴君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第122号 平成22年度佐渡市空港用地取得補償特別会計補正予算（第1号）について、討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、田中文夫君の反対討論を許します。

田中文夫君。

〔15番 田中文夫君登壇〕

○15番（田中文夫君） 新生クラブの田中です。何でも反対をするわけではありません。筋の通ったことをまさにさきの議長が正論は必ず通るといって議会を率いてきた、それに倣って私は筋を通して、この空港用地取得補償特別会計設立のときからずっと首尾一貫して反対をしてきております。ですので、当然のことながらさまざまな変化の都度都度ごとに反対の意思を表明をするわけであります。ぜひ私の反対討論をお聞きください。ただし、私の態度、考え方に誤解があるようなので、あらかじめお話ししておきます。

私は、飛行機のことについては、今すぐあるいはあしたにでも現空港で羽田直行便が飛ぶことを望んでおります。しかし、飛ばない、飛べないのならば、15年後あるいは20年後空港2,000メートル化してから飛ばしますあるいは飛ばそうという考え方にくみすることはできません。飛ばないならば、仕切り直しをして、改めて市民の衆知を集めて、少なくとも県が費用対効果について納得できる代プランを提示して望むべきだと私は考えます。今の私の考え方に基づいて現状認識について述べておきます。

まず、佐渡空港は県営空港であります。したがって、佐渡空港の拡張整備や羽田直行便の開設に当たっては、県が責任を持って事業等を進めねばならないのは当たり前です。しかるに、現空港では羽田直行便については、費用対効果が見込めないとして県議会に否決されてしまいました。県は、拡張については前向きに検討したいとの対応のようではありますが、地権者同意がクリアされてからの検討であります。促進協が試算したパンフレットが全戸配布されたようですが、試算したような効果が仮に見込めたとしても、空港整備や羽田直行便に要する費用を県が本当に支出してくれるかどうかというのは、正直心もとないです。地権者同意をすべて終えて、県に持っていったところが、検討した結果費用対効果が見込めないのでやめますと言われるおそれも十分に残しているというふうに思います。しかも、地権者同意は隘路に入り込んでおります。この状況を県は斜めに見て、検討のテーブルをこうしてたたいているだけなのです。早く持ってこいと言っているだけなのです。そのような状況下の中で、本市としてはできること、できないこと、してはいけないこと、やらねばならぬことを峻別して県に協力を求めていくという良識が必要だと思えます。

そこで、本議案ですが、本会計を設置するものが誤りであるというのは、さきにも述べました。本市の権限も責任もない事業に対して、会計を特別に組むことは、越権であり、責任の取り違いであると。仮に百歩譲って、対県との政治的な駆け引きや取引の道具立てであるということも認めても、見識ある前総務文教委員長が会計上は基金に積むなり、債務負担行為として計上するのが常識なのではないかと言ったことを私は鮮明に記憶しております。

第2点として、本会計の設置を認めた前総務文教委員会の意見に示された異例の政治的な判断がその後の某長老議員の精力的な調査と政治活動によって、その設立根拠をなくしていくという状況です。皆様に

もお配りいただいたように、一生懸命頑張ってくれた成果はまさにこの会計そのものの存立の意味をなくさせたということだと私は理解します。すなわち県の当初提示額と直近の提示額に差額が生じたことが地権者同意取得に著しい支障となる。そのことを懸念して、本市が差額補てんをするという趣旨の会計でした。

ところが、庄内等の先例や県のその後のこの補償についての釈明などから、実際の買収時には差額が生ずるおそれはないということです。とすれば、本市が差額補てんを行う必要はないということです。ならばこの会計の存在根拠はなくなったということではないでしょうか。ところが、まさにこの会計は設立されてから迷走し始めました。この会計そのものが独特の意味合いを持ってきたということだと思います。設立時には、実際に執行することはない、あくまでも佐渡市の本事業推進に対する気概を示すためのものだと。ところが、今回の補正は地権者の便宜を図るため、土地購入費として執行するための5億円が計上されております。県が事業予定地だとして、土地買収を予定している土地を同様の名目で事業主体とはなり得ない本市が土地買収を行うことは許されるのでしょうか。同意はしたくないが、買ってくれるなら売ってあげるよといった地権者もいるやに聞きますが、札束を持って実勢価格以上の金額で先行取得するなどは、既に快く同意した方々に対する冒涇であり、地権者諸氏に対する公平性を欠いた行政対応であると言わねばなりません。仮に地権者の方々に金銭を用立てる必要があるような方があれば、別途違った方策で対応するのが行政の持っている態度ではないでしょうか。

ちなみに政務調査で東京の武蔵野市に視察に行きました。私の守備分野である福祉畑の関係でしたが、武蔵野福祉公社という武蔵野市が設立したリバースモーゲージ、要するに資産を担保にしてお金を貸し付けるという制度です。これは、さまざまな行政サービスだけでなく、当座の生活費も含めて、きちんとした書式に基づいて実際に利用されている制度です。確かに銀行であろうと、信用金庫であろうと、そういったことをする機関でしょうが、しかし本当にその方々の欲しているニーズにきちんと対応するといったリバースモーゲージとはなり得ないと思われまますので、私はもし本市がそのような方策を立てねばならないとするならば、この特別会計を使って対応するのではなく、きちんとした本市独自の、ある意味では空港用地買収ではなくて、まさにあすの生活を、あるいはこの行政サービスを受けるために必要なお金を資産を持ちながら現金を持たないために困っていらっしゃる方々のためにも、そういった制度を創設するべきではないでしょうか。そのことも踏まえて、私の反対討論といたします。

○議長（金光英晴君） 次に、加賀博昭君の賛成討論を許します。

加賀博昭君。

〔27番 加賀博昭君登壇〕

○27番（加賀博昭君） 議案第122号 佐渡市空港用地取得補償特別会計補正予算（第1号）について、賛成討論を行います。空港のために副議長に残っておる加賀博昭でございます。

第1は、田中文夫君の反対討論は私の市政報告ナンバー327号で明らかにした佐渡空港10億円上乗せは急場をしのぐ知恵の一撃のテレビ朝日の協力を得て、県の空港課長から佐渡の上乗せは不要との回答を得た事実を認めての発言、特に改めて加賀報告をきょうは示して発言されておることを高く評価いたしますが、それを認めた上での反対討論は、一言で申し上げますと、木を見て森を見ない発言と指摘せざるを得ません。

第2に、田中文夫君が通告の2で異例の政治判断を指摘しているように、本来県営空港であり、佐渡市が財政的上乗せをすべき事案ではないが、それをしなければならなかったところに異例事件の根源があります。10億円の上乗せが解消されても、地権者同意取得が専ら佐渡市に任されているところに異例事件の異例が存在しており、同意取得が島外のものの買い取り請求者を入れないと、95%に達しないときには、金銭処理が必要になることもあるわけでございます。そこに異例の根拠があり、なぜならばそのものだけの土地だけでは、相続分割権利者である場合もあるわけで、これを乾かすことはできません。

3といたしまして、田中文夫君はその場合の1つの案として、土地担保による貸し付け制度を通告しておりますが、相続分割権利者にはそれを利用することはできません。したがって、もろもろ考えると、この会計を存在させておくことは、異例事業だけに必要であります。県の無定見な行為によって引き起こされた現象であるが、佐渡にとっては大事な空港事業だけに、県の無理難題に対しては、知恵をめぐらし耐えることが佐渡の力量であります。だからこそ、この予算の向こうに佐渡の知恵の力があることを指摘しておきたいと思えます。佐渡空港は、国が定めた離島空港整備法と言われる社会資本整備重点計画法によりつくられる空港は、佐渡空港だけになったわけでございます。単に県と佐渡市という問題ではなくて、国の空港政策の中にはめ込まれておる最後の佐渡空港の問題であるわけでございます。したがって、異例中の異例とも言われる行為も、これを実行しなければならないところにこのたびの予算の特徴があるわけでございます。何としても、国と県に佐渡のために、佐渡の安全のためにこの空港をつくらせるためにこの予算措置があるのだということをぜひとも皆さん方からご理解を賜りまして、異例のことではあるが、佐渡の知恵の結晶として、この予算に賛成していただきますよう、改めてお願いを申し上げまして、私の賛成討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（金光英晴君） 以上で本案に対する討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第122号 平成22年度佐渡市空港用地取得補償特別会計補正予算（第1号）の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金光英晴君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第114号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第122号 平成22年度佐渡市空港用地取得補償特別会計補正予算（第1号）についてを除く案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、金田淳一君。

〔市民厚生常任委員長 金田淳一君登壇〕

○市民厚生常任委員長（金田淳一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第109号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、佐渡市国民健康保険税条例における関連規定を整備するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第110号 佐渡市母子健康センター条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、金井母子健康センターについて、実際の使用状況にかんがみ、これを母子健康センターとしては廃止し、並びに市の母子健康センターの開館時間及び休館日を統一するよう佐渡市母子健康センター条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第111号 佐渡市子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市の子供の医療費助成について、県の関連要綱の改正にあわせて助成対象期間を「満12歳（改正前満9歳）に達した日以後最初の3月末日」へと拡大するよう、当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第112号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、佐渡市税条例について、個人住民税の扶養控除の改廃、上場株式等に係る配当所得等の非課税措置の創設及びたばこ税の税率引き上げ等所要の改正を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第113号 佐渡市老人休養ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第118号 財産の無償譲渡について（老人休養ホームこがね荘）。以上2議案は公共施設の管理運営の見直しにより、老人休養ホームこがね荘を市の施設としては廃止し、その建物について、平成22年7月1日をもって特定非営利活動法人おけさ福祉会へ無償譲渡することに伴うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第116号 公の施設に係る指定管理者の指定について（中興資源活性化センター）。本案は、社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会を中興資源活性化センターの指定管理者に指定し、平成22年7月1日から平成27年3月31日までの間、指定管理料の総額を上限184万7,000円として管理を行わせるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第121号 平成22年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成22年度佐渡市の介護保険特別会計補正予算（第1号）について、高額医療合算介護サービス等費における不足見込みの額を補うため、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,800万円を追加し、予算総額を68億5,250万円と定めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第6号 B型肝炎被害者の救済を求める意見書の提出を願う請願。本請願は、全国B型肝炎訴訟新潟原告団から提出されたものであり、次の事項について担当大臣に対し、意見書の提出を求めるものであります。

請願事項。1、国が多数の被害発生に関する責任を認め被害者に謝罪することを求める。2、被害回復のため薬害肝炎救済法と同一基準の一時金を支給することを求める。3、肝炎対策基本法による医療費支給、生活支援の恒久対策の充実を求める。4、予防接種行政を検証する第三者委員会を設置し、真相究明することを求める。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

継続審査中の平成21年請願第9号 後期高齢者医療制度のすみやかな廃止の意見書を国に提出することを求める請願。本請願は、新潟県社会保障推進協議会から提出されたものであり、次の事項について関係機関に対し意見書の提出を求めるものであります。

請願事項。1、後期高齢者医療制度は速やかに廃止すること。2、医療に使う国の予算を増額し、高齢者、国民が安心して医療を受けられるようにすること。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

○議長（金光英晴君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより市民厚生常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、大桃一浩君。

〔産業建設常任委員長 大桃一浩君登壇〕

○産業建設常任委員長（大桃一浩君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第119号 市道路線の認定について。本案は、主要地方道一周線バイパス工事に伴い、真木、椎泊地内において現在の県道部分を市道として認定するため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第7号 備蓄米買入れと米価の回復・安定を求める請願について。本請願は、米戸別所得補償モデル事業の円滑な運営並びに米の再生産及び食料自給率向上のために、政府が08年産を含む30万トン相当の備蓄米を適正な価格で買入れるよう関係機関に意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上。

○議長（金光英晴君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより産業建設常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第123号

○議長（金光英晴君） 日程第2、議案第123号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第123号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、大澤正興氏の任期が平成22年9月30日をもって満了となりますが、引き続き大澤氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第123号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議会議第1号

○議長（金光英晴君） 日程第3、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、川上龍一君の退席を求めます。

〔20番 川上龍一君退席〕

○議長（金光英晴君） 議会推薦の農業委員の辞任に伴い、欠員が生じたので、補充委員として2名を推薦することとし、2名のうち1名に川上龍一君を推薦したいと思います。

お諮りいたします。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づき議会推薦の農業委員会委員に川上龍一君を推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員に川上龍一君を推薦することに決しました。

川上龍一君の復席を認めます。

〔20番 川上龍一君入場〕

日程第4 議会議第2号

○議長（金光英晴君） 日程第4、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、小田純一君の退席を求めます。

〔8番 小田純一君退席〕

○議長（金光英晴君） 議会推薦の農業委員2名のうちの1名に小田純一君を推薦したいと思います。

お諮りいたします。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づき議会推薦の農業委員会委員に小田純一君を推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員に小田純一君を推薦することに決しました。

〔8番 小田純一君入場〕

日程第5 発議案第10号

○議長（金光英晴君） 日程第5、発議案第10号 佐渡市議会決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川隆一君。

〔11番 中川隆一君登壇〕

○11番（中川隆一君）

発議案第10号

佐渡市議会決算審査特別委員会の設置について

佐渡市議会決算審査特別委員会の設置について、佐渡市議会委員会条例第6条の規定により別紙のとおり提出する。

平成22年6月25日

佐渡市議会議長 金 光 英 晴 様

提出者	佐渡市議会議員	中 川 隆 一
賛成者	〃	田 中 文 夫
	〃	中 川 直 美
	〃	中 村 剛 一
	〃	浜 田 正 敏
	〃	大 桃 一 浩
	〃	村 川 四 郎
	〃	川 上 龍 一

佐渡市議会決算審査特別委員会の設置について

佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

記

1 特別委員会の名称

佐渡市議会決算審査特別委員会

2 付託事項

平成21年度決算の認定について

3 委員の定数

9人

4 期間

上記付託事項が終了するまでの期間とし、議会閉会中も活動を行う

5 費用

予算の範囲内

○議長（金光英晴君） 発議案第10号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

決算審査特別委員会委員の選任

○議長（金光英晴君） 佐渡市議会決算審査特別委員会委員の選任を行います。

佐渡市議会決算審査特別委員会委員の選任については、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

決算審査特別委員会委員に

廣瀬 擁 君 田 中 文 夫 君 松 本 正 勝 君
中 川 直 美 君 中 村 剛 一 君 浜 田 正 敏 君
村 川 四 郎 君 本 間 千 佳 子 さん 祝 優 雄 君

の9名を佐渡市議会決算審査特別委員会委員に選任いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時23分 休憩

午後 3時24分 再開

○議長（金光英晴君） 再開いたします。

休憩中に佐渡市議会決算審査特別委員会の正副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

委員長 廣瀬 擁 君

副委員長 田 中 文 夫 君

以上であります。

日程第6 発議案第11号

○議長（金光英晴君） 日程第6、発議案第11号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金田淳一君。

〔5番 金田淳一君登壇〕

○5番（金田淳一君）

発議案第11号

B型肝炎被害者の救済を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成22年6月25日

佐渡市議会議長 金光英晴様

提出者	佐渡市議会議員	金田淳一
賛成者	〃	中川直美
	〃	松本正勝
	〃	廣瀬擁
	〃	小田純一
	〃	田中文夫
	〃	佐藤孝
	〃	金子克己
	〃	根岸勇雄

B型肝炎被害者の救済を求める意見書

B型肝炎ウイルス感染者が全国に140万人居るとも言われる中、6歳以下の幼児に対し国が行った集団予防接種における注射器の使い回しによりB型肝炎に感染した被害者は相当数にのぼるものと推定されている。

このB型肝炎ウイルスの持続感染者は、慢性肝炎から肝硬変や肝がんに進行して生命の危機にさらされる確率が高く、医療費の高額負担と社会的差別・偏見に悩まされている方も少なくない。

集団予防接種によるB型肝炎ウイルスへの感染については、2006年6月に最高裁がウイルス感染の危険性を認識しながら注射器の使い回しを放置したとして国の責任を認めているが、未だ国から被害者への謝罪はなく救済の具体案も示されていない。

鳩山前総理が国会で『国民の命を守る』と表明していることから、国は早急に被害者を救済するため、次の事項について速やかに必要な措置を行うよう強く要請する。

記

- 1 国は、多数の被害発生に関する責任を認めて被害者に謝罪すること
- 2 被害回復として、薬害肝炎救済法と同一基準の一時金を支給すること
- 3 肝炎対策基本法による、医療費支給・生活支援の恒久対策の充実を図ること
- 4 予防接種行政を検証する第三者委員会を設置し、真相究明すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 発議案第12号

○議長（金光英晴君） 日程第7、発議案第12号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金田淳一君。

〔5番 金田淳一君登壇〕

○5番（金田淳一君）

発議案第12号

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成22年6月25日

佐渡市議会議長 金光英晴 様

提出者	佐渡市議会議員	金田淳一
賛成者	〃	中川直美
	〃	松本正勝
	〃	廣瀬擁
	〃	小田純一
	〃	田中文夫
	〃	佐藤孝
	〃	金子克己
	〃	根岸勇雄

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書

この制度は75歳以上の高齢者を国保や健保から除外し、①これまで負担のなかった扶養家族を含め一人ひとりから保険料を徴収する、②受けられる医療を制限し「別建て診療報酬」を設ける、③保険料を年金から天引きし、2年ごとに改定する、④保険料滞納者には資格証明書を発行するなどというものである。

この制度が続けば、多くの都道府県の広域連合での2年ごとの保険料改定と重なり、さらに混乱することは必至である。一日も早く廃止して、一旦元の老人保健制度に戻し、国民すべてが安心できる医療制度をどうつくるか、財源問題も含め国民的討論で合意を図るべきである。

よって、国会並びに政府においては、次の事項が実現されるよう強く求める。

記

- 1 後期高齢者医療制度は速やかに廃止すること
- 2 医療に使う国の予算を増額し、高齢者・国民が安心して医療を受けられるようにすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 発議案第13号

○議長（金光英晴君） 日程第8、発議案第13号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大桃一浩君。

〔10番 大桃一浩君登壇〕

○10番（大桃一浩君）

発議案第13号

備蓄米買入れと米価の回復・安定を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成22年6月25日

佐渡市議会議長 金 光 英 晴 様

提出者	佐渡市議会議員	大 桃 一 浩
賛成者	〃	中 村 剛 一
	〃	浜 田 正 敏
	〃	岩 崎 隆 寿
	〃	金 子 健 治
	〃	村 川 四 郎
	〃	祝 優 雄
	〃	竹 内 道 廣
	〃	加 賀 博 昭

備蓄米買入れと米価の回復・安定を求める意見書

本年4月から「米戸別所得補償モデル事業」及び「水田利活用自給力向上事業」が開始されている。農家にとって最大の懸念は、米価の下落に歯止めがかかっていないことである。

政府は2月に16万トンの備蓄米買入れを実施したが、現在のところ米価に改善はみられない。その原因は、買入れ数量の少なさ及び12,900円台という異常な買入れ価格であり、この政府・農林水産省の姿勢は、市場に米価先安のシグナルを発信し米の過剰感をもたらす結果となった。

米価の下落回復と需給安定は、「米戸別所得補償モデル事業」の成否を左右するものである。今日の過剰感のある需給状況のままでは、「米戸別所得補償モデル事業」がかえって米価を続落させる要因となり

かねず、ひいては、秋には過剰が雪だるま式に広がり米価は底なしの状態となる可能性がある。さらなる財源投入を避けるためにも直ちに対策を講ずることが強く求められている。

以上の主旨から、「米戸別所得補償モデル事業」の円滑な運営並びに米の再生産及び食料自給率の向上のためにも、政府は、08年産を含む30万トン相当の備蓄米を適正な価格で買入れるよう要望する。

なお、現在、市場で過剰視されている米の量は約30万トンと言われているが、政府の備蓄米にはほぼ同量の主食に不向きな米が含まれているため、買入れは十分可能であるものと思料する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（金光英晴君） 日程第9、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各常任委員長から目下委員会において審査または調査中の事件につき、会議規則第103条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（金光英晴君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、平成22年第4回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

さて、本定例会に提案いたしました17議案につきましては、本日までの15日間にわたり慎重なご審議を経て議決いただき、厚く御礼申し上げます。一般質問における第2次行革大綱実施計画の取り組み、それから空路、航路等生活交通確保対策、経済施策、学校統合、観光戦略、医療福祉対策等を始め、議案審議過程でいただいた多くのご意見、ご提言は、まさに佐渡市が早急に取り組むべき課題であり、これを深く受けとめ、今後の施策に反映させてまいりたいと考えております。

去る14日国の世界遺産特別委員会において、佐渡単独で世界遺産暫定一覧表に記載すべきという審議結

果が出されました。郷土の遺産価値が改めて高く評価されたことは喜ばしく受けとめております。世界遺産の実現には、1つずつ課題を乗り越えなければなりません。県とも連携しながら、一日も早い世界遺産登録が実現するよう今後も精いっぱい取り組んでまいります。

佐渡の経済を取り巻く状況はまだ厳しいものがあります。佐渡観光誘客支援に向けた佐渡観光魅力づくり事業や市民の安全・安心のための中小企業緊急雇用安定助成事業等補正に盛り込んだ各種事業を速やかにかつ効果的に執行し、当初予算との相乗効果を図り、経済連鎖につなげていきたいと考えております。季節はこの後梅雨から酷暑へ変わります。皆様にはご健勝でご活躍くださいますようご祈念申し上げます。閉会に当たってのごあいさつといたします。

○議長（金光英晴君） 以上で会議を閉じます。

平成22年第4回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成22年6月25日

議 長 金 光 英 晴

署 名 議 員 金 子 健 治

署 名 議 員 村 川 四 郎